

大阪市規則第132号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） [表 別紙2 挿入]	別表第1（第4条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

[別表第1 別紙1]

[同左]

専用公印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[同左] <u>住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに通知カード返納証明用区長印</u>	[同左] 81の2	[同左] てん書	ミリメートル [同左] 方6	[同左] <u>住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び個人番号カード記載事項証明並びに国外への転出による通知カードの返納に係る証明用</u>
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1 別紙2]

[略]

専用公印

名称	ひな形	書体	寸法	用途
[略] <u>在留カード</u> 、特別永住者 証明書及び個人番号カ ード記載事項証明並び に通知カード返納証明 用区長印	[略] 81の2	[略] てん書	ミリメートル [略] 方6	[略] <u>在留カード</u> 、特別永住者 証明書及び個人番号カ ード記載事項証明並びに國 外への転出による通知カ ードの返納に係る証明用
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]